

令和3年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のための教育活動基準

長野大学 令和3年4月2日決定
(令和4年1月19日一部改訂)

- ◇ 本学の関係者(学生・教職員)及び地域住民の健康と安全を最優先に、長野県の感染レベル(上田圏域)を参考に、大学独自に授業の適用レベルを判断する。(ポータルサイトのトップ画面参照)
- ◇ 授業は、長野県の感染レベル(上田圏域)に関わらず、本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、学内に入構していなければ、年度当初の授業運営方針「レベル3制限(中)」で実施する。ただし、感染者の発生動向によって、レベルの引き上げを行う。
- ◇ 授業は、長野県の感染レベル(上田圏域)に関わらず、本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、学内に入構していた場合は、速やかに「レベル4制限(大)」または「レベル5制限(大)」に引き上げる。
- ◇ フィールドワークは、緊急事態宣言地区、まん延防止等重点措置地区での実施は「禁止」とする。緊急事態宣言地区、まん延防止等重点措置地区を経由する場合も、原則、禁止とする。
- ◇ フィールドワークの実施基準は、授業レベルとは別に、下表の上田圏域の感染レベルを基準にし、フィールドワーク先の感染警戒レベルとあわせて総合的に判断する。
- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための教育活動基準は、状況に応じて変更する場合がある。

レベル	状態	構内入構(通学)	県外からの通学	窓口対応	授業 (特別講師の招聘)		地域活動 (フィールドワーク・ボランティア活動等)	レベル		
0	通常	特に制限なし(「新しい生活様式」に基づく行動を遵守)							0	
1 制限 (小)	地域内(上田圏域)の感染者の発生が落ち着いている	レベル3と同様							レベル3と同様	1 制限 (小)
2 制限 (小)	地域内(上田圏域)の感染が確認されており注意が必要									2 制限 (小)
3 制限 (中)	地域内(上田圏域)の感染が確認されており警戒が必要	入構可	通学可 (公共交通機関含む)	対応可	○感染予防措置を講じたうえで、原則、対面授業で実施する。 ○受講生が100名以上の科目は、可能な限りオンライン授業で実施する。 ※ 但し、対面授業が望ましいと担当教員が判断した場合はその限りではない。	○県内の特別講師のみ学内での実施を認める。 ○県外の講師については、特別講師が在住する場所からオンラインで実施する。	○感染予防措置を講じたうえで、県内外のフィールドワークの実施を認める ○感染予防措置が講じられているなど、安全に実施できることが確認された場合のみ宿泊を伴う活動を認める。	3 制限 (中)		
4 制限 (大)	地域内(上田圏域)の感染が拡大しつつあり特に警戒が必要	入構可 ○対面授業の受講生 ○窓口利用者 ○情報通信環境が不十分な学生などオンライン授業の受講生	入構申請・許可された者のみ通学可 (公共交通機関含む)	入構申請・許可された者のみ対応可	○原則、全ての科目をオンライン授業で実施する。 ○感染予防措置を講じたうえで、一部の実習・演習系科目等のみ対面授業の実施を認める。	特別講師が在住する場所からオンラインでの実施を認める	○原則、活動自粛(県外不可) ○感染予防措置を講じたうえで、上小地域のフィールドワークの実施を認める。 ○少人数かつ人との接触がないなど安全に実施できることが確認された場合のみ県内のフィールドワークの実施を認める。	4 制限 (大)		
5 制限 (大)	地域内(上田圏域)の感染が顕著に拡大 ----- 本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、学内に入構した場合は、レベル5とする	○入構・通学禁止	不可	閉鎖	原則、全ての科目をオンライン授業で実施する。	特別講師が在住する場所からオンラインでの実施を認める	原則、活動停止 ○大学教育センター長の事前許可を得て、実施できる場合がある。	5 制限 (大)		
6 教育活動の停止	国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある ----- 本学の関係者(学生・教職員)が感染かつ、集団クラスターが発生した場合は、レベル6とする	○入構・通学禁止 ○大学閉鎖	不可	閉鎖	全ての科目をオンライン授業で実施する。	特別講師が在住する場所からオンラインでの実施を認める	活動停止	6 教育活動の停止		